

防災初動マニュアルの改訂について

経緯

1. 学区自主防災会と自治連事務局で全体を整理、見直しして第4版を昨秋発効(2024年9月役員会)
2. 行動基準について学区自主防災会内部で追加見直しをして頂き、第5版を作成
3. 本自治連役員会の承認を以て第5版を正式発効する

第5版 まえがき

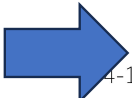
改訂	初版	2014年	5月
	2版	2014年	12月
	3版	2019年	3月
	4版	2024年	10月
	5版	2025年	6月

近年の災害では、自助、共助、公助の連携が重要であることが強く認識されている。これを受け、2013年の災害基本法改正では、地域住民が主体となって災害に備えるための計画を策定する仕組みである、地区防災計画制度が創設された。この制度に基づき、大津市が各学区に計画の作成を求め、2014年5月に初版制定されたのがこの「日吉台学区・防災初動マニュアル」である。

その後2024年10月に災害時における対応を見直すとともに見易さを改善した第4版を発行し、さらに**行動基準の追加見直しを反映して第5版**とした。

4-1. 本部・避難所

第4版



4-1. 本部・避難所

第5版

組織	構成員	状況		
		警戒レベル3（高齢者等避難）発令時	①警戒レベル4（避難指示）発令時 ②震度5強以上の地震	①ライフライン停止60分以上 ②火災 ③大津市が自主避難者のために市民センターを開放する場合
本部	◎自治連会長	本部参集		本部参集
	学区自主防災会会長	●避難情報各丁へ連絡 ●各丁トランシーバー立ち上げ指示		本部参集
	支所長	●連絡体制確保 ●避難者対応人員確保		本部参集
	自治連事務局長	本部参集	本部参集	
	消防分団副分団長	大津市消防団長指示に従う	本部参集	
市民センター避難所	◎学区自主防災会会長（兼）	本部参集	本部参集	
小学校避難所	◎学区自主防災会副会長	小学校避難所参集	小学校参集	
	自治連副会長	小学校避難所参集	小学校参集	
	小学校校長		小学校参集	

（日吉台消防分団・分団長は大津市消防団・団長の指揮下に入り西分署に参集）

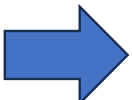
表 2. 本部行動基準

組織	構成員	状況		
		警戒レベル3（高齢者等避難）発令時	①警戒レベル4（避難指示）発令時 ②震度5強以上の地震	①ライフライン停止60分以上 ②火災 ③大津市が自主避難者のために市民センターを開放する場合
本部	◎自治連会長	本部参集		本部参集
	学区自主防災会会長	●避難情報各丁へ連絡 ●各丁トランシーバー立ち上げ指示		本部参集
	支所長	●連絡体制確保 ●避難者対応人員確保		本部参集
	自治連事務局長	自宅待機	本部参集	自宅待機
	消防分団副分団長	消防分団・分団長の指示に従う	本部参集	
市民センター避難所	◎学区自主防災会会長（兼）	本部参集	本部参集	自宅待機
小学校避難所	◎学区自主防災会副会長	小学校避難所参集	小学校参集	自宅待機
	自治連副会長	自宅待機	小学校参集	自宅待機
	小学校校長		小学校参集	

（日吉台消防分団・分団長は大津市消防団・団長の指揮下に入り消防分団詰所に参集）

表 2. 本部行動基準

第4版



第5版

4-2. 各丁本部

組織	構成員	状況	
		警戒レベル3（高齢者等避難）発令時	①警戒レベル4（避難指示）発令時 ②震度5強以上の地震発生時
丁本部	◎自治会長 ・自治会副会長	集会所参集 ● 避難情報の周知 ● 避難指示発令時に連絡・避難が出来る様、体制確保 ● 要配慮者の避難意志確認、特に独居高齢者	集会所参集 ● 避難指示の住民周知 ● 地震時は住民安否確認及び被害状況調査
	自主防災会 丁代表	集会所参集 自主防災委員の連絡確保 及び自治会長の補佐	集会所参集 自治会長の補佐
	自主防災委員	防災会丁代表指示に従う	防災会丁代表指示に従う
	防災士	防災会丁代表指示に従う	防災会丁代表指示に従う
	組長	自治会長指示に従う	自治会長指示に従う

表3. 各丁本部行動基準

4-2. 各丁本部

組織	構成員	状況	
		警戒レベル3（高齢者等避難）発令時	①警戒レベル4（避難指示）発令時 ②震度5強以上の地震発生時
丁本部	◎自治会長 ・自治会副会長	自宅待機	集会所参集 ● 避難指示の住民周知 ● 地震時は住民安否確認及び被害状況調査 ● 避難指示発令時に連絡・避難が出来る様、体制確保・指示 ● 要配慮者の避難意志確認、特に独居高齢者
	自主防災会 丁代表	自宅待機 自主防災委員への連絡確保 避難対象者への連絡・避難の体制指示	集会所参集 自治会長の補佐 自主防災委員・防災士への指示
	自主防災委員	自宅待機 避難対象者への連絡・避難について防災会丁代表の指示に従う	防災会丁代表指示に従う
	防災士	自宅待機 防災会丁代表指示に従う	防災会丁代表指示に従う
	組長	自宅待機 自治会長指示に従う	自治会長指示に従う

表3. 各丁本部行動基準